

平成十三年国家公安委員会規則第十一号

苦情の申出の手続に関する規則  
警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七  
十八条の二第一項の規定に基づき、苦情の申出の  
手続に関する規則を次のように定める。

（趣旨）

この規則は、警察法（以下「法」とい  
う。）第七十九条の規定による都道府県警察の  
職員及び警察庁の警察官の職務執行についての  
苦情の申出（以下「苦情申出」という。）の手  
続に關する必要な事項を定めるものとする。

（苦情申出書の提出）

第二条 苦情申出を行おうとする者（以下「申出  
者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記  
載した文書（以下「苦情申出書」という。）を  
提出するものとする。

- 一 申出者の氏名、住所及び電話番号
- 二 申出者が住所以外の連絡先への処理の結果  
の通知を求める場合には、当該連絡先の名  
称、住所及び電話番号
- 三 苦情申出の原因たる職務執行の日時及び場  
所、当該職務執行に係る警察職員の執務の態  
様その他の事案の概要
- 四 苦情申出の原因たる職務執行により申出者  
が受けた具体的な不利益の内容又は当該職務  
執行に係る警察職員の執務の態様に対する不  
満の内容

2 申出者が複数である場合における前項の規定  
の適用については、同項各号列記以外の部分中  
「苦情申出を行おうとする者（以下「申出者」  
という。）」とあるのは、「苦情申出を行おうと  
する者（以下「申出者」という。）」を代表して处  
理の結果の通知を受ける者（以下「代表者」と  
いう。）と、同項第一号中「申出者の氏名、住  
所及び電話番号」とあるのは、「すべての申出者  
の氏名及び住所並びに代表者の電話番号」と、  
同項第二号中「申出者」とあるのは、「代表者」  
とする。  
（苦情申出書作成の援助）

第三条 苦情申出書の受理に関する事務を行う警  
察職員は、申出者が苦情申出書を作成すること  
が困難であると認める場合には、当該申出者の  
口頭による陳述を聴取し、苦情申出書を代書す  
るものとする。

2 警察職員は、苦情申出書を代書した場合に  
は、申出者に当該苦情申出書を読み聞かせ、又  
は閲読させて誤りのないことを確認するととも  
するものとする。

に、自己の所属、官職及び氏名を記載するもの  
とする。  
警察職員は、苦情申出書を代書するに当たり  
通訳その他の者を立ち会わせた場合には、当該  
苦情申出書にその者の氏名を記載するものとす  
る。

（苦情申出書の補正）

第四条 都道府県公安委員会又は国家公安委員会  
は、苦情申出書の記載事項に不備がある場合には、  
相当の期間を定めて、その補正を求めるこ  
とができる。

附 則

この規則は、警察法の一部を改正する法律  
(平成十二年法律第百三十九号)の一部の施行  
の日(平成十三年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二十五日国家公安

委員会規則第四号)  
この規則は、行政事件訴訟法の一部を改正す  
る法律の施行の日(平成十七年四月一日)から  
施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日国家公安

(施行期日)  
委員会規則第一三号)抄

第一条 この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (令和四年三月三一日国家公安委  
員会規則第一三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行す  
る。